

地域密着型通所介護なんぶやすらぎ

重要事項説明書 (2024年6月1日版)

社会福祉法人やすらぎ福祉会
地域密着型通所介護なんぶやすらぎ

【法人の概略】

(1) 法人名	社会福祉法人 やすらぎ福祉会
(2) 法人所在地	石川県金沢市上荒屋1丁目39番地
(3) 電話番号	076-269-0808 (代表)
FAX	076-269-2004
(4) 代表者氏名	理事長 吉池 外志子
(5) 沿革	1992年 9月 法人認可
	1993年 7月 特別養護老人ホームやすらぎホーム開設
	同 8月 老人デイサービスセンターやすらぎ開設
	1996年 7月 訪問入浴事業開始
	配食サービス事業開始
	訪問看護ステーションあて開設
	1999年 4月 やすらぎホーム増床 (定員50から100に)
	認知症対応型デイサービス開始
	訪問介護ヘルパーステーションやすらぎ開設
	お年寄り介護相談センター開設
	訪問看護ステーションあい開設
	同 10月 居宅介護支援事業所やすらぎ開設
	居宅介護支援事業所あて開設
	2005年11月 小規模通介護事業所おしのハウス開設
	2006年 4月 お年寄り地域福祉支援センターかみあらい開設
	同 5月 訪問入浴事業廃止
	2008年10月 なんぶやすらぎホーム開設
	2014年 2月 認知症対応型デイサービス廃止

【通所介護】

1) 事業の種類	地域密着型通所介護 (定員10名)
2) 名称	地域密着型通所介護なんぶやすらぎ
3) 住所	金沢市弥生3丁目2番1号
4) 電話	076-241-9600 FAX 076-241-9601
5) 責任者	管理者 森下 奈美
6) 開設日	2009年4月1日
7) 介護保険事業所指定番号	1770103230
8) 同 指定日	2009年4月1日
9) 事業の目的	

指定地域密着型通所介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者等に対し適正な指定地域密着型通所介護事業を提供することを目的とします。

10) 運営の方針

要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護技術の進歩に対応した適切な介護技術をもって、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を利用者の希望に沿って適切に行う事により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

- 2 目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容などを記載した通所介護計画を作成します。通所介護計画は、すでに居宅サービス計画を作成している場合には、当該計画の内容に沿って作成します。
- 3 事業所は、通所介護計画等の作成に当たっては、その内容について、利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。
- 4 事業所は、通所介護計画等を作成した際には、当該計画書等を利用者に交付します。
- 5 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な関係を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

11) 通常の事業の実施範囲

金沢市

12) 営業日 サービス提供時間

営業日	休日	サービス提供可能時間 ※
月曜から土曜及び祝日	日曜、12/31~1/2	9:20-15:30

※サービス提供時間には送迎時間は含みません。

サービス提供時間は、介護報酬上「6時間～7時間」の分類となっています。

13) 職員の体制

- 1、管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理および職務の管理一般を行う。

- 2、生活相談員 2名以上（常勤、非常勤兼務）

利用者の生活援助、療養上の相談にあたる。

- 3、介護職員 2名以上（常勤または非常勤）

指定通所介護の提供にあたる。

- 4、機能訓練指導員（看護師） 1名以上（非常勤）

利用者の生活機能維持、回復に努める

14) サービスの内容

通所介護サービスの内容は、次のとおりとする。

- 1、日常生活上の援助

排泄の介助 移動の介助 その他必要な身体介護 養護（休養）

- 2、健康状態の確認

- 3、機能訓練サービス

日常生活動作に関する訓練、レクリエーション、グループワーク、行事的活動
体操、趣味活動

- 4、送迎サービス

- 5、入浴サービス

一般浴槽および特殊浴槽での入浴、衣類着脱、身体の清拭、洗髪、洗身、その他必要な介助

- 6、食事に関するサービス

食事の準備、後始末の介助 食事摂取の介助 その他必要な食事の介助

- 7、相談、助言に関するサービス

日常生活動作に関する訓練の相談と助言 福祉用具の利用法の相談と助言

住宅改修に関する情報提供 家族介護教室の開催

そのほか必要な相談と助言

15) 利用料金の概要

指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- ・ 利用料金別表参照

16) 利用料の支払

利用料金は、事業者が1ヶ月ごとに計算し、契約者に請求します。契約者はこれを翌月末までに、以下のいずれかの方法で支払うものとします。

- ・ 契約者の指定する口座からの自動引き落とし（手数料は事業者が負担します）
- ・ 事業者の指定する口座への振込み（手数料は契約者のご負担となります）
- ・ 事業者の窓口での支払い（受付時間 平日の9時から16時30分）

17) サービスの利用に関する留意事項

施設、設備、敷地等はその本来の用途に従って利用してください。利用者の故意または重大な過失により、施設、設備等を壊したり汚したりした場合には、自己負担により現状に復していただくか、それ相当の代価をお支払いいただく場合があります。

当事業所の職員や他の利用者に対して、生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい背信行為が行われた場合には、サービスの提供を終了させていただく場合があります。

18) 事故発生時及び緊急時の対応

- ① 利用者の心身の状態に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに協力医療機関等およびご家族に連絡し必要な対応をします。
- ② 事故発生時は、利用者の安全確保を最優先にしつつ、ご家族、関係自治体に速やかに連絡します。
- ③ 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- ④ サービス提供中に、天災のほか災害が発生した場合、職員は利用者の避難など適切な処置を講じます。また管理者は、日常的に具体的な対処法方、避難経路、及び協力期間との連携方法を確認し、災害時には避難などの指揮をとり、また非常災害に備え定期的に避難訓練を行います。

19) 秘密保持

- ① 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- ② あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることがあります。

20) 介護・生活援助の記録と開示

- ① 事業者は、介護・生活援助に関する記録を作成し、契約終了後5年間保存します。
- ② 利用者は、当該利用者に関する記録を閲覧できます。

21) 苦情の受付について

- (1) 苦情の受付、当法人の当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けています。

職種	氏名	常駐場所	電話
生活相談員	森下 奈美	地域密着型通所介護なんぶやすらぎ	076-241-9600

※受付時間は 月曜日～土曜日 9時～17時

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

金沢市介護保険課	所在地	金沢市広坂1-1-1
	電話番号	076-220-2264
	FAX	076-220-2559
	受付時間	9時～17時

石川県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情110番)	所在地	金沢市幸町12-1
	電話番号	076-231-1110
	FAX	076-231-1601
	受付時間	9時～17時
石川県福祉サービス運営適正化委員会 (石川県社会福祉協議会内)	所在地	金沢市本多町3-1-10
	電話番号	076-234-2556
	FAX	076-234-2558
	受付時間	9時～17時

(3) 苦情解決責任者 なんぶやすらぎホーム施設長 廣田 雅子

(4) 第三者委員

氏名	職業
高橋 勝二	地域住民
中川 早苗	地域住民
松本 よし美	地域住民

2.2) 虐待の防止について

当該事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のために、以下の対策を講じます

①虐待防止責任者を選任しています。

虐待防止責任者	森下 奈美
---------	-------

②虐待防止のための委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底しています。

③従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上及び虐待防止のための研修を定期的実施しています。

④サービスの提供中に、要介護施設従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

⑤虐待防止のための指針を整備しています。

2.3) 身体拘束廃止の取り組みについて

利用者又はその他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為はいたしません。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その旨を本人または家族に説明しその同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況及び理由を記録します。

2.4) 自己評価及び第三者評価について

当事業所では、サービスの質の向上のため、自己チェックリストによる自己評価及び内部監査を実施しています。第三者評価は実施していません。